

【山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会よりお知らせ】

年末年始の業務取扱いについて

《年末における業務は12月28日まで》

山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会から標記業務取扱いについて次のとおり連絡がありました。

12月	14日（木）まで	年内に検査・登録を行う改造自動車及び並行輸入自動車の事前審査の届出事案の受付
	28日（木）まで	その他の事案の受付

1月	4日（木）から	一般業務
	4日（木）から	予約による検査業務

なお、年末業務の繁忙に伴い窓口及び構内の混雑が予想されます。

検査・登録等の申請手続きはお早めに実施されますようご協力をお願いします。

年末年始の輸送等安全総点検実施について

標記について、平成18年12月10日（日）から平成19年1月10日（水）までの間、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局より連絡があり自動車分解整備事業者関係の実施事項を下記のとおり定めましたので、総点検の趣旨を十分了知され、効果的かつ積極的に推進されますようお願い致します。

記

期 間 平成18年12月10日（日）～平成19年1月10日（水）

年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施事項は次によります。各事業者においては、総点検最高責任者及び各事業所に実施責任者を選任し、適正な整備作業の励行をお願いします。

1. 事業場内の点検及び適正な整備作業の徹底

- (1) 事業場内の整理・整頓及び点検整備作業用機器の点検を励行し、機器の精度維持を図ること。
- (2) 適正な点検・整備作業及び確実な検査作業の徹底。
- (3) 定期点検整備の普及・促進を図ること。
- (4) 車両の不正改造の防止。特に、暴走行為及び過積載を助長するような不正改造の防止の徹底。
- (5) 路上整備、違法駐車は行わないこと。

## 2. 総点検の趣旨の徹底

- (1) 各事業所には、垂れ幕、立看板等を掲出するとともに、実施事項を掲示するなど総点検趣旨の徹底を図ること。
- (2) 一般使用者に対し、車両の安全性を確保するため、日常点検及び定期点検整備の励行と啓蒙を図ること。

## 3. その他

全従業員に対し、飲酒運転の防止、シートベルトの着用、道路状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の確保等安全運転に必要な基本的事項の徹底を図ること。

### 軽自動車OCRシート1号様式・専用1号様式の改正について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が下記のとおり公布され、平成19年1月4日から軽自動車の完成検査終了証等が電子化されることとなりました。

この改正に伴い、軽自動車の完成検査終了証等の電子化及び、OCRシート軽1号様式（軽専用1号様式含む）の様式が次により改正となりますのでお知らせ致します。

#### 1. 今般改正された省令、告示

- ① 道路運送車両法施行規則等の一部を改定する省令（平成18年11月9日国土交通省令106号）
- ② 検査対象軽自動車の検査等に係るOCRに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改定する告示（平成18年11月9日国土交通省告示第1361号）
- ③ 自動車の登録及び検査に関する申請におけるフレキシブルディスクによる手続きに係るフレキシブルディスクへの記録方式等に関する告示に一部を改定する告示（平成18年11月9日国土交通省告示第1362号）

#### 2. 平成19年1月4日以降における軽自動車OCRシート1号様式（軽専用1号様式含む）の取扱い

- ① 完成検査終了証等が電子的に登録情報処理機関に提供されている場合は、新シートを使用することになります。
- ② 完成検査終了証等が電子的に登録情報処理機関に提供されていない場合は、現行シート、新シートのいずれも使用可能ですが、現行シートの使用期限は平成19年12月31日までとなっています。

[\[JASPA P20参照\]](#)